

(保護者の方へ：こちらは1か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

## 1か月児健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より目黒区の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

目黒区では、生後1か月程度の乳児が受診する1か月児健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

### 【依頼事項1】

**乳児が目黒区民であることをご確認いただき、「1か月児健康診査受診票」の提示を受けてください。**

「1か月児健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 【依頼事項2】

**「1か月児健康診査受診票」に記載している、基本的な健診項目を実施してください。**

①身体発育状況、②栄養状態、③疾病及び異常の有無、④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与、⑥育児環境や心配事の確認等の実施をお願いいたします。

### 【依頼事項3】

**健康診査の結果を「1か月児健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(保護者控)を保護者にお渡しください。**

保護者が目黒区に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「1か月児健康診査受診票」と「1か月児健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、受診状況について目黒区から確認のご連絡をさせていただきます。

### 【依頼事項4】

**健康診査の結果、行政の支援や精密検査が必要と判断された場合、下記の問い合わせ先へご連絡ください。**

「1か月児健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で行う」に○をつけていただき、下記問い合わせ先へご連絡いただくとともに、受診票1枚目(医療機関控え)の写しを郵送等にて送付していただきますようお願いいたします。

## 問い合わせ先

目黒区保健所 地域保健課地域保健サービス係 (03-5722-9503)

〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15

【受付時間】 8:30~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)